

8 相 談 松本市役所 代表電話 34-3000

機 関 名	内 容	電 話 番 号
障がい福祉課 相談・支援担当	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、 難病患者のサービス等に関する事	(直通) 34-3212 [FAX] 36-9119
障がい福祉課 給付担当	障がいのある方の各種手当、福祉医療に関する事	(直通) 34-3036 [FAX] 36-9119
生活福祉課	生活保護、生活困窮者自立支援に関する事	(直通) 34-3211 [FAX] 36-9119
西部福祉課 (新村、和田、今井、波 田、梓川、安曇、奈川地区 にお住まいの方)	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、 難病患者、成年後見制度等に関する事 障害のある方の各種手当、福祉医療に関する こと(資格に関する事) 介護保険、高齢者福祉に関する事	(直通) 92-3002 [FAX] 92-7111
高齢福祉課 介護給付担当	介護保険に関する事	(直通) 34-3213 [FAX] 34-3016
高齢福祉課 福祉担当	高齢者福祉に関する事	(直通) 34-3237 [FAX] 34-3026
こども福祉課 相談・支援担当	身体障がい児、知的障がい児、精神障がい、難 病患者等に関する事	(直通) 33-4767 [FAX] 36-9119
こども発達支援課 発達支援担当	発達及び発達障がいに関する事 医療的ケア児等に関する事	(直通) 24-1235 [FAX] 24-1236
こども福祉課 給付担当	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 障害児福祉手当、福祉医療に関する事	(直通) 33-9855 [FAX] 36-9119
保育課 指導担当	障がい児保育に関する事	(直通) 33-9857 [FAX] 34-3236
健康づくり課	子育てに関する事 健康に関する事	(直通) 34-3217 [FAX] 39-2523
保健予防課 (県松本合同庁舎内)	精神障がい者、難病患者に関する事	(直通) 40-0701 [FAX] 40-0811
市民課 年金担当(1 番窓口)	国民年金、障害基礎年金に関する事	(直通) 34-3218 [FAX] 37-0260
住宅課 住宅担当	市営住宅に関する事 住宅に関する事	(直通) 34-3246 [FAX] 34-3207
市民税課	軽自動車税減免(種別割)、市民税・県民税課 税、税控除に関する事	(直通) 33-4218 [FAX] 36-9345

行政機関等

機 関 名	内 容	電話番号
松本市社会福祉協議会 (松本市総合社会福祉センター内・南松本)	ボランティアに関すること	(直通) 27-3381
	生活資金の管理・貸付に関すること	(直通) 25-7311 FAX(共通) 27-2239
中信県税事務所	自動車税(種別割・環境性能割)および軽自動車税(環境性能割)の減免に関すること	(直通) 40-1905 [FAX] 47-7820
松本児童相談所 知的障害者更生相談所	児童福祉、心身障がい児に関すること、知的障がい者に関すること	(代表) 91-3370 [FAX] 92-1550
身体障害者更生相談所 (長野県立総合リハビリテーションセンター内)	身体障がいに関すること(補装具、施設入所、更生相談、巡回相談など)	(代表) (026)-296-3953 [FAX] (026)-295-0716
松本公共職業安定所	障がい者の雇用に関すること	(代表) 27-0111 [FAX] 27-0041
松本年金事務所 (旧松本社会保険事務所)	社会保険、厚生年金に関すること	(代表) 25-8100 [FAX] 31-5183
松本税務署	各種税の申告・控除に関すること	(代表) 32-2790

松本市障がい者基幹相談支援センター

困難事例に対応するための会議開催、地域のネットワーク構築や地域の相談支援体制強化に向けての取り組み等を行います。

○連絡先 電話50-6931 FAX50-6932

○所在地 松本市双葉4-8 なんぷくプラザ1階

松本市障がい者総合相談支援センター

障がい者(児)または家族等からの様々な療育・生活上の相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

センター名称	住所	電話番号
障がい者相談支援センター あいほっと	松本市南原2-16-13	(電話)26-2970 (FAX)88-2924
障害者相談支援センター 中信	松本市梓川梓2288-3	(電話)78-6203 (FAX)78-7204
相談支援センター ライフアシスト	松本市寿台9-1-3	(電話)88-5252 (FAX)88-5353
ケ・セラ社会福祉士事務所	松本市出川町11-6	(電話)88-5616 (FAX)88-5616
ハートラインまつもと	松本市寿北7-23-17	(電話)86-8010 (FAX)88-8017

	障がい者就労支援事業
--	-------------------

障がい者の就労の機会の拡大を図るために就労相談、求職活動支援、職場定着支援等を行います。

○相談窓口 一般社団法人ぴあねっと

○連絡先 電話番号 27-7211 FAX29-5020

○所在地 松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター1階

	ピアカウンセリング事業
--	--------------------

障がい者自身が相談員(ピアカウンセラー)となり、障がい者やその家族に対して、心理的援助や生活技術の習得を目指した支援を行います。

○相談窓口 一般社団法人ぴあねっと

○連絡先 電話番号 27-7211 FAX29-5020

○所在地 松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター1階

	地域活動支援センターⅠ型
--	---------------------

専門員(精神保健福祉士等)が、医療、福祉および地域と連携を図り、障がい者に対する理解促進のための普及啓発等を行います。また、精神障がい者の生活能力向上や社会参加に向けた支援を実施します。

○相談窓口 燦メンタルクラブ

○連絡先 電話番号39-4624 FAX39-4625

○所在地 松本市城西1-9-2

	松本公共職業安定所(ハローワーク松本)
--	----------------------------

障害者雇用の総合窓口として、障がい者のための窓口が設置されています。

○公共職業訓練

障がい者の就職を容易にし、職業の自立を図るため、必要な技能の養成開発等の訓練を行います。訓練期間は職種により3カ月から2年。公共職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当が支給されます。

○トライアル雇用

事業主が対象労働者を一定期間試行雇用することにより、業務遂行に当たっての適正や能力等を見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用へのきっかけ作りを図ります。実施期間は原則として3カ月です。

○窓口

松本公共職業安定所(ハローワーク松本) 電話27-0111(代表) FAX27-0041

	松本圏域障がい者就業・生活支援センターしえるば
--	--------------------------------

就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、相談等を行います。

○連絡先 電話番号080-4178-6678

○所在地 松本市旭2-11-30 長野県松本旭町庁舎内(2階)



	長野県発達障がい者支援センター
--	------------------------

発達障がいやその疑いがある等の相談(コミュニケーションや行動面で気になる、保育園や学校・職場で困っている等)を行います。

○相談日時 平日午前 8 時30分～午後5時15分

○電話番号 026-266-0280

○所在地 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内

	長野県精神保健福祉センター
--	----------------------

こころの健康に関する電話相談を行います。

○相談日時 平日午前 8 時30分～午後5時15分

○電話番号 026-266-0280

○所在地 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内

	精神保健相談
--	---------------

精神保健に関する相談を精神科医師がお受けします。

○相談窓口 松本市保健所 保健予防課

○相談日時 (1)精神保健相談:毎週月曜日 午後(第5週除く)、第1木曜日 午後
(2)児童・思春期精神保健相談:第2～第4木曜日 午後
(3)依存症相談:第1木曜日 午前
(注) いずれも祝日、年末年始を除きます。

○利用方法 電話で予約してください。電話番号 40-0701

○所在地 松本市大字島立 1020 番地(長野県松本合同庁舎1階)

	こころの相談
--	---------------

こころの病気について心配される方やその家族や関係者の方へ、精神科医師が相談に応じます。

○相談窓口 松本市保健所 健康づくり課

○相談日 毎月第4金曜日 午後1時30分～4時(完全予約制)

○申込先 松本市南部保健センター 受付電話27-3455 FAX27-3464

	いのちのきずな松本
--	------------------

自殺に関する相談を専門相談員がお受けします。

○相談窓口 松本市役所東庁舎4階

○相談時間 電話相談・来所相談
平日(開庁日)の午前9時～午後5時15分

○相談電話 34-3600(上記時間のみ)

	長野いのちの電話(松本)
--	---------------------

自殺予防の電話相談の研修を受けたボランティア相談員がお受けします。

○相談窓口 社会福祉法人 長野いのちの電話

○相談時間 午前11時～午後10時

○相談電話 0263-88-8776 0120-783-556(毎月10日のみ)

日常生活自立支援事業

認知症、精神障がい、知的障がい等で判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス等の利用手続き、金銭管理、重要書類の保管等の支援を行います。

○相談窓口 松本市社会福祉協議会 電話27-3381 FAX27-2239

成年後見制度

認知症、精神障がい、知的障がい等で判断する力が不十分となったときに、契約・財産・相続等の法的手続き等で不利益を受けないように保護する制度です。裁判所に申立てし、裁判所が後見等を決めます。

○内容

種別	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が日常的に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立する人	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長		
行為の制限	行為、代理等全ての法的行為	契約、代理等の法的行為の一部	

○相談窓口 障がい福祉課 電話34-3212 FAX36-9119
 高齢福祉課 電話34-3214 FAX34-3016
 西部福祉課 電話92-3002 FAX92-7111
 成年後見支援センター かけはし 電話88-6699 FAX88-6647